

警察庁丁交企発第61号  
令和6年2月5日

公益社団法人 全国運転代行協会  
会長 板橋 勇二 殿

警察庁交通局交通企画課長

マイナンバーカードへの旧氏併記の制度に係る周知について

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件について、内閣府、デジタル庁及び総務省から警察庁に対し周知依頼がなされました。

つきましては、貴団体におかれましても、添付のリーフレットを参考に、会員事業者への周知等（マイナンバーカードに旧氏併記ができることの周知、旧氏使用者の本人確認に際しての旧氏併記したマイナンバーカードの活用推進の依頼、旧氏併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書の旧氏に係る使用を踏まえたシステム構築等への対応の依頼）に御協力いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- リーフレット「住民票とマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できます！」